

2. デンマーク

(出所：環境エネルギー省、デンマーク環境保護庁発表資料)

- ・ 1998 年の電池販売量：約 2,500 トン（うち 300 トンは蓄電池）
- ・ 1998 年の鉛蓄電池販売量：約 14,900 トン。

デンマークでは、乾電池と蓄電池は 3 つの異なる収集スキームで収集されている。

1. 一般的な収集スキーム

70 年代初めより、電池はボランティアベースで収集されていた。しかし、1990 年から法令において、すべての自治体に、家庭・産業界から発生するすべての危険廃棄物— 例えば電池— を収集する義務が課せられている。

法令は自治体に、収集頻度、容易に消費者がそれらの危険廃棄物を取り除くことができる方法に関して、ある基準を作ることを求めている。

(電池の分類（鉛蓄電池は除く）)

- ・ 現在デンマークでは、使用済み電池が次表のように分類されている。

電池のタイプ		分類
一次電池	アルカリマンガン電池	水銀フリーは非危険廃棄物
	亜鉛-炭素電池	非危険廃棄物
	リチウム電池	危険廃棄物
	銀酸化及びアルカリボタン電池	危険廃棄物
	分離されていない電池	危険廃棄物
蓄電池	NiCd 電池	危険廃棄物
	NiMH 電池	(危険廃棄物)
	リチウム電池	危険廃棄物

- ・ 水銀含有ボタン電池、NiCd 電池、鉛蓄電池及びリチウム電池は、分別されていない電池と同じように危険廃棄物として分類されていることから、法令により自治体は、これらのタイプの電池を収集する義務がある。非重金属含有電池できれいに分別されているものは、危険廃棄物と分類されないので、自治体には分別収集が要求されていない。

(一般的な電池収集と処理状況)

- ・ 収集スキームでは、一般住民が環境問題について非常に熟知しているけれども、約 50% の収集率に止まっている。
- ・ デンマークでの電池収集の結果は、リサイクル可能な電池に特別なリサイクルラベルが付いていても、消費者が、それらを識別することは難しいことを示している。すなわち、多くの消費者が電池のタイプにかかわらず、すべての電池を集めるか、もしくは家庭廃棄物の中に全ての電池を捨ててしまうことを示している。
- ・ 結果として、廃棄された電池の約半分は、危険廃棄物と非危険廃棄物の混合物（結果的

には危険廃棄物)として収集されている。残りの半分は、家庭廃棄物と一緒に焼却されている。収集後、自治体、都市廃棄物企業、民間企業、及び Kommunekemi 社は、リサイクルするために NiCd、NiMH と鉛電池を手で分別することになる。

- ・今まで一次ボタン電池は回収されなかった。水銀含有ボタン電池、例えばアルカリマンガン電池とボタン電池がコンクリートで固められ、Kommunekemi 社所有の化学廃棄物用の特別埋立場場に埋められている。
- ・水銀フリー電池は、通常の埋立場場もしくは Kommunekemi 社の特別埋立地場所に他のタイプとして埋立られる。

(重金属を含有する電池と蓄電池の収集)

- ・デンマーク環境エネルギー省では、電池に含まれる重金属も環境に重大な脅威を与えることから、より強いインセンティブスキームが必要であり、まず第一に Cd と鉛を含有する電池の収集を強化する必要があるとの結論に達した。
- ・すなわち、より効率的に機能する収集スキーム、適切なリサイクル方法が鉛蓄電池と NiCd 電池に必要となる。

2. 鉛-酸含有蓄電池とシール鉛電池の収集

(合意)

- ・1996 年に環境エネルギー省とデンマーク鉛蓄電池製造業者及び輸入業者協会は、公式に鉛-酸含有蓄電池とシール鉛電池に関する収集スキームを強化することに合意。
- ・合意は 2000 年までに収集及び回収率を 99.9%にする義務を協会に持たせている。
- ・収集率の計算方法については、アグリーメントのアネックスに述べられており、それについても合意に達している。
- ・合意に関連して 2 つの法命令が発布されている。
 - －鉛蓄電池のすべての輸入業者と製造業者が新規に鉛蓄電池を販売するときに、料金を払うことを確定する命令。(支払先は政府と考えられる)
 - －鉛蓄電池の回収と収集に適したルールを確立する命令。(後述の規則 5 参照)
- ・料金は、蓄電池 1 個当たり、1.7~3.4US\$ (約 180~360 円) で、年間の収入は 140 万 US\$ (約 147 億円) になる。

(料金の使途)

- ・鉛-酸蓄電池の登録専門収集業者が、次のことを達成するならば、使用済み蓄電池 1kg 当たり 0.1US\$ (約 10 円) を受け取ることになる。(=収集費用と考えられる。)
 - －デンマーク国内で蓄電池を収集すること。
 - －収集システムが、適用可能なデンマークの環境法に従っていること。
 - －電池が認可処理工場まで届けられることを証明すること。

(鉛電池の処理)

- ・鉛電池はスウェーデンで処理。

(鉛-酸蓄電池スキームの結果)

- ・収集率は 1993 年の 90%から上昇し、現在、98%以上の収集率に達している。2000 年に 99.9%の目的は成し遂げられるとの期待がある。

3. NiCd 電池の収集

(当局の見方)

- ・現在 NiCd 電池は、Cd の環境汚染において最も実質的な汚染源となっている。
- ・長期的に見れば、全 Cd 消費量の 90%以上が NiCd 電池である。
- ・デンマークでの NiCd 電池の年間輸入量は 1970 年代の 30 トンから 1997 年に最高 300 トンに増大している。
- ・廃棄物フローへの電池量は、4～10 年前の販売量を反映するはず。しかしながら、現在、既にいくつかの焼却プラントから、排気ガス洗浄廃棄物に大量の Cd が含まれているとの報告がある。最悪のケースでは、地下水に浸み出る結果をまねく可能性もある。

(当局の対策)

- ・NiCd 電池の収集率を高めるために、2つの目的を持つエコタックス／ボーナス収集システムを導入。NiCd 電池に関するエコ-税制法案が議会を通過し、1996 年 4 月 1 日に法案が発効した。(→後述の規則 2 参照)
- ・エコタックスは NiCd 電池の製造業者と輸入業者に課される。
- ・金額は 1kg 当たり 120DKK。電池 1 個当たり 6DKK (約 90 円)。電池パッケージ／機器の場合、含まれる電池の数が 5 以下ならば、電池パッケージ／機器 1 個当たり 36DKK (約 540 円) で、6 個以上ならば、電池 1 個当たり 6DKK (約 90 円)。
- ・税額に関しては、EPA から入手した資料によると、120DKK (約 1800 円) から 150DKK (約 2250 円) に値上げが予定されている。(→後述の規則 7 参照)

(高い金額の狙い)

- ・電池市場から NiCd 電池を排除するため。

(エコタックス収入とボーナス (報酬))

- ・エコタックスの年間収入額は、1996 年が 640 万 US\$ (約 6.72 億円)、1998 年が 400 万 US\$ (約 4.2 億円) であった。
- ・これら全てが、リサイクルのために使用済み NiCd 電池を収集している専門業者へボーナスとして支払われることになる。(→後述の規則 1 参照)
- ・ボーナスは、企業にとって電池収集を始めるための十分なインセンティブを提供するものと評価されている。ボーナスは、NiCd 電池 1 kg 当たり 120DKK (約 1800 円)。

(専門収集業者の登録条件)

- ・危険廃棄物の専門収集業者として登録するためには、収集業者は、次のことを確立し、かつ具体化しなければならない。
 - － 電池をデンマークで収集すること。
 - － 自身の収集システムが該当するデンマークの環境法に従っていること。
 - － 電池を認可処理プラントまで配送すること。
 - － 正確な回収電池量に関する証拠書類が、処理プラント自身から求められる。
- ・収集業者が効率的な方法で電池を収集する方法は、市場メカニズムにより調整されることになる。これは、収集業者自らが、収集システムの上流、例えば消費者、小売業者、暇時（レジャータイム）組織（ボランティア組織のことか？）、及び他の可能な下請け業者に、ボーナスをどのように分配するかを決めることができることを意味している。
- ・今のところ 20 の民間企業がデンマーク EPA によって登録されている。これらの企業の大多数は全国的な収集システムを確立している。NiCd 電池はスウェーデンあるいはフランスで処理される。

(タックスの結果と収集スキーム)

- ・法律の意図は、実際のレベルにおいて販売量を安定させるために、NiCd 電池の需要の成長を止めることであった。
- ・1996 年から 1998 年までの税収の変化は、市場を変えることは非常に易しかったことを示している。
- ・機器に組み込まれる電池がより小型なものを要求されるようになったために、特に電池産業において、新しい技術を導入する結果となっている。
- ・主要な輸入業者もまた、消費者が現在 NiMH と Li-イオン電池を好むために、NiCd 電池の輸入量ははるかに少なくなっていると報告している。
- ・今のところ産業用電池とパワーツールは、ほとんど唯一の Cd を含む消費財である。
- ・1997 年と 1998 年の NiCd 電池の合計収集量は 85ー95 トンであった。一方エコ税制が導入される前の年の収集量は、35 トンであった。このことは、以前よりも効率的なシステムになっていることを示すものであろう。

(廃棄物フローにおける NiCd 電池量について当局の見方)

- ・1998 年の廃棄物フローでの NiCd 電池の推定量は、120 トンと見積もられていた。
- ・廃棄物フローにおける使用済み NiCd 電池の正確な量を出すことは不可能である。
- ・完全な統計分析が規制作業に関連してなされたけれども、使用済み電池の正確な年間排出量を見出すことができなかった。
- ・電池のライフタイムの違いや、消費者の性格が異なることが、廃棄物フローにおける正確なトン数を推定することが難しい主原因である。

4. 将来のデンマークの電池収集スキームについて当局の見方

（EU指令に対して）

電池に関する EU 指令への改正ドラフトにおいて、全ての電池は異なるフラクションの分別処理のために収集しなければならないと提案されている。

デンマークは EU の提案を歓迎するものである。提案された規制は、健全な管理、クリーンテクノロジー、廃棄物の最少化のための必要性を反映している。他方で、提案されたドラフト指令は、収集スキームをシンプルにすること、そして、住民への適用可能なコミュニケーションを取り、収集を一層効率的にすることにある。

（電池収集と処理技術の課題について）

電池の重金属含有量は、過去において、特に一次電池を再処理する際の障害になっていた。将来、一次電池の大部分が水銀を含まなくなり、回収も比較的容易になる。

国際的なレベルで見ると、大きな進捗が、新規電池のタイプで資源の回収のための新技術の開発において見られている。それ故に、はるかに多くの電池が将来回収されることが期待されている。

回収技術に加えて、信頼できる分別技術が開発されることが効率的なリサイクルのための必要条件である。処理と分別の適切な方法の開発をサポートするイニシアティブが今後デンマークで促進されることになる。

5. 二次電池の回収・リサイクルに係る税やデポジットを取り扱う民間機関

デンマークでは、1991～96 年にかけて輸入業者、商工会議所、スーパーなどからなる自主回収組織が存在したが、NiCd 電池の回収率が 95 年ベースで 35%程度だったこと、また電池が混合状態であること、また異物の混入などのために、政府はこの回収組織の限界と見なし、現在回収組織は存在していません。

6. 二次電池の回収・リサイクルコスト

省令により、製造業者（輸入業者）に NiCd 電池 1kg 当たり 120DKK（約 1800 円）が課税され、これを通常の電池に換算すると、約 6 DKK（約 90 円）/個になります。この税の管理はデンマーク環境庁が行っています。

デンマークでは、二次電池の回収は、市場原理により民間企業（20 社、うち大手 4 社）が実施しています。デンマーク環境庁が、上記の徴収した税金から、民間企業に NiCd 電池の回収量に応じて、1kg 当たり 120DKK（約 1800 円）の報酬を支払う仕組みになっています。この 120DKK の中には、回収・運搬、分別、ハンドリング、（輸出）、管理、処理が含まれています。

民間収集企業は、120DKK の中から、提供側（販売店などの回収ポイントを設置しているところ）に 75～100DKK/kg を支払っている。民間収集企業は、NiCd 電池の回収量に応じて国から報酬が支払われるので、なるべく多くの NiCd 電池を回収すべく、提供側（販売店など）に協力してもらうために支払うものであり、ここに収集企業間での競争原理が働く。

また、提供側でも、消費者から NiCd 電池の回収量を上げれば、それに応じて収集企業から報酬が貰える仕組みとなっているので、販売店などでは、消費者に対して NiCd 電池の排出の何某かのインセンティブを払うこともあり得るが、これらも全て市場原理となっている。

しかし、販売店などの提出側は、回収電池を分別したものを収集企業に引き渡すことになるが、その際に分別状態が悪い場合、収集企業からの報酬が減額されることになる。最大手の収集企業によると、99%以上のものもあればかなり別の電池が混じっているケースがあり、分別が悪い場合は収集企業側で分別する。その場合、作業時間 1 時間当たり 200DKK（約 3000 円）を提出側に要求することになるという。また、NiCd 電池以外の電池の混入に対して、混入電池 1kg 当たり 5.50DKK（約 83 円）が差し引かれる。Pb の場合は無償で引き取る。自治体にも当然要求する。

以上の NiCd 電池と報酬の流れを見ると、販売店などの提供側が販売し、収集企業が電池を購入するような形態と見ることもできる。提供側が販売する商品（NiCd 電池）の品質（分別状態）と量に応じて、購入側（処理企業）が支払っていると考えられる。

収集企業の収支を見ると、以下のようになります。

支出	提出側への支払	75～100	DKK/kg	1125～1500	円/kg
	回収・運搬・管理など	3～5	〃	45～75	〃
	処理企業への支払	5	〃	75	〃
収入	国からの報酬	120	DKK/kg	1800	円/kg
収益		12～35	DKK/kg	180～525	円/kg

(出所：大手収集企業聞き取り調査)

(換算レート 15 円/DKK)

7. その他

(1) 国レベルでの収支

1999 年で見ると、NiCd 電池の輸入量（デンマークでは製造していない）が約 250 トンであり、国には $250 \times 1000 \times 120 \text{DKK/kg} = 3,000 \text{ 万 DKK}$ （約 4 億 5000 万円）が収められた。一方、99 年の NiCd 電池の回収量は 90 トンであり、収集企業への支払は $90 \times 1000 \times 120 \text{DKK/kg} = 1080 \text{ 万 DKK}$ （約 1 億 6200 万円）となる。また、年間 50 万 DKK（約 750 万円）を EPA が広報活動に使用している。

この差額（約 2 億 8800 万円）は、EPA でプールし、将来排出される NiCd 電池の回収・処理に充てられる。

(2) 問題点

消費者が販売店などの回収ポイントに NiCd 電池を排出するときに、識別しないで排出するために混合状態となり、分別コストが販売店側の負担になっている。

使用済みの輸入 NiCd 電池についても、収集企業が EPA に申告する恐れがある。この点についてはベルギーの BEBAT 関係者も指摘していた。

(3) 法規則

これまでに入手した電池に関する法規制を添付します。

規則	日付	タイトル	規定内容
1	1995 年 6 月 14 日 No.404	鉛蓄電池及び密封 NiCd 蓄電池（ニカド・バッテリー）の回収との関連における報酬に関する法律	電池回収業者への報酬の支払い 鉛蓄電池：1DKK/kg NiCd 電池：120DKK/kg
2	1995 年 6 月 14 日 No.414	鉛蓄電池及びニカド蓄電池の税金に関する法律	電池への課税等 第 2 条第 2 項の規定は、輸入された中古品についても課税することを意味していると考えられる。
3	1995 年 6 月 14 日 No.413	自動車などの登録税に関する法律の改定に関する法律	自動車に内蔵されている電池への課税について。
4	1996 年 2 月 22 日 No. 93	密閉型シール NiCd 蓄電池（密封 NiCd 電池）の収集と、リサイクルのための収集と処理への報酬に関する規則	No.404 に基づく NiCd 電池回収業者への報酬に関する詳細な規定

5	1996 年 2 月 22 日 No. 91	鉛蓄電池の収集及び、リサイクルのための収集及び処理目的の助成金に関する規則	鉛蓄電池の収集
6	1996 年 3 月 22 日 No.397	鉛蓄電池及びニッカドバッテリーの回収との関連における報酬に関する法律の改定に関する法律、鉛蓄電池及びニッカドバッテリー税に関する法律、ならびに自動車などの登録税に関する法律の改定に関する法律	No.404, No.414, No.413 の改正。
7	提案段階	ニカド・バッテリーの回収との関連における報酬に関する法律の改定に関する法律についての提案草稿に関する提案	NiCd 電池への課税額の変更とその理由 120 DKK/kg を 150 に値上げ

(規則1)

デンマーク官報 1995 年 6 月 14 日 No.404

鉛蓄電池及び密封 NiCd 蓄電池（ニカド・バッテリー）の 回収との関連における報酬に関する法律

神の恩寵によってデンマークの女王マルグレーテ・デン・アンデンは、ここに、以下の通り知らせる。

議会にて議決され、女王の承認を得て、下記法律が制定された。

第1条 環境・エネルギー相は、回収された鉛蓄電池 1kg あたり 1kr、ならびに回収された密封ニカド蓄電池（ニカド・バッテリー）1kg あたり 120kr を、鉛蓄電池及びニカド・バッテリーをリサイクル目的で回収及び引き渡しを実施、または引き渡しの責任を負う官民を問わない法人、団体、地方自治体に対して支払うものとする。

第2項 環境・エネルギー相は、回収組織に関する情報活動との関連における支出のための経費を確保することができる、または報酬を支払うことができる。年間額は、予算法にしたがって確定されるものとする。

第3項 第1項に定める報酬の支払いには、鉛蓄電池またはニカド・バッテリーは国内で回収されたものであること、ならびに回収は環境保護法の規定及び同法にもとづいて策定された規則を遵守して実施されたものであること、ならびにリサイクルのための引き渡しは、環境保護法の承認に関する規制を順守している事業体に対してなされたことが条件となる。

第2条 環境・エネルギー相は、第1条にしたがって報酬支払いに関する特別規定を定めるものとし、申請の内容、及び報酬もしくは利子（該当する場合）の払い戻しについては、当該特別規定に定められるものとする。環境・エネルギー相は、その他に、寄付規定の順守に関する監督のための規則を定めることができる。

第2項 第1項にしたがって払われる金額は、団体、または、自己資金で事業を所有、賃貸、またはその他の運営を実施するものが責任を負うものとする。当該金額に対しては、差し押さえ権利が適用される。

第3条 鉛蓄電池またはニカド・バッテリーの回収、輸送、または引き渡しをおこなうものは、要求があった場合には、第1条の運用のために重大な意味を持つ情報を環境・エネルギー相に対して報告するものとする。

第4条 環境当局、または環境当局から権限を付与されている人物は、必要であるとみなした場合には、任意の時点において、官民を問わない土地及び資産に対する権限を付与されることなく、制定法により当該法律にもとづいて付与される権利を行使することができるものとする。本条項にもとづいて、法律の目的上の重要性に関する検討を実施することができる。

第2項 警察は支援を提供する。法務相は、環境・エネルギー相との協議を踏まえて、当該問題について特別規則を策定することができる。

第3項 個別事業の検査にあたって、保有者または占有者は、環境当局に対して必要な指導及び援助を提供するものとする。

第5条 本法にしたがって、報酬の最高20%については、法人、団体その他の未払い金に充当する目的で支払いを留保し利用することができる。

第6条 環境・エネルギー相は、同大臣の傘下に設置された管理組織、または相応の機関に対して、本法において権限付与されている大臣の権限を行使する権利を付与することができる。

第2項 環境・エネルギー相は、第1項にもとづく権限が満たされている場合、決定に対する異議申し立てについての規則を定めることができる。したがって、当該条項にもとづいて、決定は同大臣に委ねることはできない。

第7条 他の法律により厳罰が規定されている場合を除いて、誤った、または混乱を招く情報を提供したもの、または第3条に定める情報の提供を怠ったものは、罰金刑に処されるものとする。

第2項 第2条にしたがって発行される規制の中では、規制条項を故意に違反したもの、または重大な過失によって違反したものは、罰金刑に処される旨を定めることができる。

第3項 有限責任会社、パートナーシップ、共同組合、またはその他に関わる違反については、その団体に対して処罰を適用することができる。国、省庁、地方自治体、または地方自治体の組織が違反に関与している場合、地方自治体政府に関する法律の第60条にしたがって、違反に関与した国、省庁、地方自治体、または地方自治体の組織を処罰することができる。

第4項 出訴期限は5年とする。

第8条 環境・エネルギー相は、法律の発効日を定める。しかしながら、本法は、もっとも早い場合、1996年1月1日に発効することができる。環境・エネルギー相は、鉛蓄電池に関する法律規則の発効を見合わせることもできる。

第9条 本法は、フェロー諸島及びグリーンランドには適用されない。

Christiansborg Slot にて、1995年6月14日

女王の署名及び印

Margrethe R.

(規則 2)

デンマーク官報 1995 年 6 月 14 日 No.414

鉛蓄電池及びニカド蓄電池の税金に関する法律

神の恩寵によってデンマークの女王 Margrethe den Anden の名において公布：
国会にて議決され、女王の承認を得て、下記法律を定める。

課税対象及び税の種類

第 1 条 鉛蓄電池及びニカド蓄電池に対して課される税は、国庫に入れるものとする。

第 2 条 税金額は、次の通りとする：

- 1) ピストンエンジン始動用の 100Ah 未満の鉛蓄電池・・・1 個あたり 20kr
- 2) ピストンエンジン始動用の 100Ah 以上の鉛蓄電池・・・1 個あたり 40kr
- 3) その他の鉛蓄電池・・・1kWh あたり 30kr
- 4) 非集合型ニカド丸形電池、単体、または集合型ボタン電池、またはフラットパック・・・1 個あたり 6kr
- 5) 集合型ニカド丸形電池・・・1 パックあたり 36kr、ただし最低で電池 1 個あたり 6kr

第 2 項 使用済みの電池については、相応する新品と同様に課税されるものとする。ただし、最低額は、ニカド蓄電池は 1kg あたり 120kr、鉛蓄電池は 1kg あたり 1kr とする。

登録事業体

第 3 条 鉛蓄電池またはニカド蓄電池の製造業者は、その事業を関税・内国歳入当局に登録するものとする。登録義務は、蓄電池の開発活動に対しても適用される。

第 2 項 国外から販売目的で輸入された課税対象の電池の荷受け人は、その事業について関税・内国歳入当局に登録することができる。

第 3 項 登録された事業については、登録証明書が発行される。

第 4 条 登録された事業は、国外の、または他の登録事業体から、税金を納付することなく、再販の目的で課税対象の商品を受領する正当な権利を持つものとする。

課税対象期間及び課税対象数量の報告

第 5 条 税金は、月単位で賦課される。

第 6 条 登録事業者は、1 課税対象期間について、その期間内の事業活動で納品した課税対象品の数量を報告するものとする。

第 2 項 登録事業者の自家消費分は、納品分とは別に報告するものとする。

第 7 条 課税対象数量においては、第 6 条にしたがって、下記項目を差し引いて報告する。

- 1) 第 4 条にしたがって他の登録事業者に引き渡されたもの、
- 2) 国外に輸出された分、
- 3) スポーツ用飛行機及びレジャーボートをのぞいて、登録総重量が 5 トン以上の飛行機または船舶に対して供給されたもの、
- 4) 事業者において、または輸送中に、火災などによって損失が生じたもの、
- 5) 事業者に返品された商品で、購入者が税金込みの製品購入価格を返金している分。

第 2 項 関税・内国歳入当局は、第 1 項に定める控除項目に関する制限規定を定めることができるものとする。

免税及び納税

第 8 条 税法第 4 条に定める外交代表機関、国際機関など、ならびにかかる機関に所属する人物に対して供給された商品については、課税が免除される。内国歳入長官は、課税免除に関する詳細規則を定めることができる。

第 9 条 関税・内国歳入当局は、第 3 条に定める登録がおこなわれていない事業者で年間の納税額が 500kr 以上である場合には、当該事業者に対して、第 7 条、第 1 項の第 2 号及び第 3 号に該当する税総額のうち未使用商品に対する課税分の還付を通知することができる。

第 2 項 関税・内国歳入当局は、第 1 項に定める税金の還付との関連において詳細な会計規則及び制限規則を定めることができる。

第 10 条 国外から輸入されたまたは受領した商品は、付加価値税法第 36 条第 1 項第 1～3 号に定める免税の対象となる規模及び条件が満たされる場合については、課税を免除する。

会計規則

第 11 条 製造業者は、課税対象の商品の製造、供給されたが代金未払いの商品、ならびに課税対象の商品の納入及び消費分について明らかにするための計算書を作成するものとする。課税対象商品の在庫については、代金未払いの在庫商品とは、別途に取り扱うものとする。

第 2 項 その他の登録事業者は、代金未払いの商品の供給、及び課税対象の商品の納入及び消費分について計算書を作成するものとする。

第 3 項 関税・内国歳入当局は、登録事業者の計算書について詳細規則を定めるものとする。

税額計算書

第 12 条 登録事業者は、1 ヶ月単位で、遅くとも翌月の 15 日までに、第 6 条及び第 7 条にしたがって当該事業者が税金を支払う必要のある商品の数量を、関税・内国歳入当局に報告するものとする。報告書は、報告書を提出する事業者の責任経営者の署名を付すものとする。

第 2 項 第 1 項に記された報告書が提出期限内に提出されなかった場合、関税・内国歳入当局は、未提出の報告書を受領するまで、当該事業者の登録を取り消すことができるものとする。

第 13 条 任意の課税対象期間についての税金は、当該課税対象期間の翌月の 15 日までに、関税・内国歳入当局に対して納付するものとする。税額が 50kr に満たない場合は、その月分の納税は見送ることができる。

第 2 項 期限内に納税されなかった場合、その金額（ただし、最低 50kr とする）の支払月の 1 日を初日とする月利子 1.3% が加算されるものとする。

第 3 項 内国歳入長官は、税金納付に関する詳細規則を定めることができる。

第 14 条 関税・内国歳入当局は、期限内の税金を納付しなかった事業者に対して、通常の 1 月単位ではなく、それよりも短期期間に関する報告書の提出を命令することができる。

第 2 項 関税・内国歳入当局は、期限内に税金を納付しなかった事業者に対して、第 13 条第 1 項に定める納税期限よりも短い納付期限を設定すること、ならびに納税に関する保証の提供を求めることができる。

第 15 条 未納の税金が支払い期限日の後 14 日以内に支払われなかった場合は、関税・内国歳入当局は、当該未納の税金が納付されるまでの期間、未納の事業者の登録を取り消すことができる。

第 2 項 納税期限または支払期限が第 14 条にしたがって短縮された場合には、支払期限の満了後直ちに登録を取り消すことができる。

第 16 条 事業者が税額について不正な報告書を提出した、または納付額に不足があったことが証明された場合には、事業者は、通知から 14 日以内に不正金額を支払うよう要求される。

第 2 項 事業者が納付する納税額が、当該事業者の提出した計算書を基盤としたものではない場合には、関税・内国歳入当局は、納税義務額に関する予定納税額の適用を中止することができる。

第 3 項 事業者は、付加価値税法第 79 条の定めにしたがって、予定納税を導入することができる。

第 4 項 期限内に税金が納付されなかった場合、その金額（ただし、最低 50kr とする）の支払月の 1 日を初日とする月利子 1.3% が加算されるものとする。

外国から受領した商品に対する税金

第 17 条 EU 諸国外から、または EU 課税領域に属さない地域から持ち込まれた課税対象商品については、登録された事業者が供給、または第 10 条の定めに該当する商品である場合を除いて、商品の持ち込みに対して課税されるものとする。課税は、税法第 4 章に定める規則にしたがっておこなわ

れる。

第2項 関税法第29条に定める登録事業者によって持ち込まれた商品については、第18条の規則が適用されるものとする。

第18条 その他の事例においては、第4条の規則にしたがって受領した場合ならびに第10条に該当する場合をのぞいて、国内の荷受け人に対して課される税金が適用されるものとする。販売者をかねる荷受け人は、課税対象商品を国外から送付するに先立って、発送元関税・内国歳入当局に対して申請を提出するものとする。申請期間は5年とする。

第2項 第1項に記した販売者をかねる荷受け人は、1ヶ月間に同人が受領した商品の数量を、その翌月の15日までに関税・内国歳入当局に対して報告書を提出するものとする。販売者兼務ではない荷受け人は、荷受けに際して報告書を提出するものとする。報告書には、荷受け人の署名を付すものとする。

第3項 税金は、第2項に定める報告書の提出期限と同時に、関税・内国歳入当局に納付するものとする。納付金額が50krに満たないときは、販売者は当該金額の納付を見送ることができる。

第4項 関税・内国歳入当局は、販売者をかねる荷受け人が繰り返し、期限内の税金納付を怠った場合には、商品の荷受けの時点で報告書を提出するように命令することができるものとする。関税・内国歳入当局は、さらに、商品の荷受けの時点で税金を納付するよう、事業者に対して命令することができるものとする。

第5項 本法第11条第2項及び第16条の規定が適宜適用されるものとする。

第6項 内国歳入長官は、報告書ならびに税金の納付に関する規則を定めることができるものとする。

doeknings (cover) 税

第19条 単独では第1条に定める課税対象品には該当しないが、課税対象品を含む商品については、EU域外諸国またはEU諸国の課税対象領域に属さない所定の地域からの輸入に際して、daeknings税を支払うものとする。ただし、第2項にしたがって、税金については税法第4章の規定が適用されるものとする。

第2項 税法第29条にしたがって登録されている事業者によって輸入された商品については、第18条第1項、第2項、及び第3項、ならびに第6項の規定が適用されるものとする。

第3項 その他の場合については、国内における荷受け人に対して課される税金を支払うものとする。本法の第18条第1項、第2項、及び第3項の規定が適用されるものとする。

第4項 税金は、第2条に定める税率が適用されるものとする。

第5項 第1項に定める商品の通関、引き渡し、または荷受けに際しては、課税対象商品の容量または個数を報告するものとし、製造者の説明書を添付するものとする。製造者の説明書が添付されていない場合は、最高額の税金を納付することになるものとする。

第6項 daeknings税については、第9条及び第10条に定める規定が適用されるものとする。

管理規定

第 20 条 関税・内国歳入当局は、本法の適用対象の事業者に対する検査を実施する権限を、ならびに当該事業者の在庫、帳簿、またはその他の会計資料及び通信文などを検査する権限を持つものとする。

第 2 項 事業の所有者及び従業員は、第 1 項に定める検査の実施に当たって、関税・内国歳入当局に対して必要な指導及び助力を提供するものとする。

第 3 項 第 1 項に定める資料は、関税・内国歳入当局の要請があった場合には引き渡す、または関税・内国歳入当局に対して送付するものとする。

第 4 項 課税対象品の製造に供される原材料の供給者は、関税・内国歳入当局からの要請があった場合には、課税対象品の製造業者である事業者への当該原材料の供給に関する情報を提出するものとする。

第 5 項 流通関係者は、関税・内国歳入当局からの要請があった場合には、該当する事業者からの課税対象品の購入に関する情報を提出するものとする。

第 6 項 関税・内国歳入当局は、国外から商業販売に供されるために輸送中の商品について、または登録事業者以外の事業者に対して商業目的で輸送されている商品について、検査を実施する権限を持つものとする。

第 21 条 公共当局は、要請があった場合には、本法の適用対象の事業者の登録及び規制にあたって利用に供される情報を、関税・内国歳入当局に提出するものとする。

第 2 項 警察は、内国歳入長官及び法務大臣との協議によって定められる規則にしたがって、関税・内国歳入当局に対して助力を提供するものとする。

第 22 条 内国歳入長官は、本法の施行のために必要な管理規制に関する規則を定めることができるものとする。

その他の条項

第 23 条 付加価値税法第 47 条第 2 項にしたがって登録されている事業者、及びデンマーク国内で課税対象品または daeknings 税対象品を fjernsalg (distant sale) において販売する事業者は、関税・内国歳入当局の登録を申請するものとする。これらの事業者については、当該事業者が所定の期間中に国内において fjernsalg によって販売した商品のうち課税対象数量を推定するものとする。第 19 条第 1 項に記す daeknings 税対象品については、第 19 条第 4 項及び第 5 項が適用されるものとする。

第 24 条 本法にもとづいて税金の納付が義務づけられた商品で、かかる税金が未納付の商品を譲渡、販売、保有、または利用するものは、当該商品に課される税金の納付義務を負うものとする。

第 2 項 上述の商品に課される税金は、税金納付通知から遅くとも 14 日以内に納付を要求することができるものとする。第 9 条第 1 項にしたがって過剰額の税還付を受けた事業者に対しても、当該

規定が適用されるものとする。

第 25 条 本法に定める税金納付に関する通知状の費用として、65kr の料金を支払うものとする。

第 26 条 付加価値税法第 79 条にもとづいて設置された委員会は、下記事項について、最終的な管理運用決定権を持つ。

1. 商品に課される税金に関する問題
2. 課税対象の数量または容量に関する問題
3. 関税・内国歳入当局が第 16 条第 2 項にしたがって実施した推定に対するクレーム

第 2 項 第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する問題については、基本的な性質の問題は上記の委員会に直接持ち込むことができる旨を定めた付加価値税法第 79 条第 5 項の規則が適用されるものとする。

第 3 項 第 1 項第 1 号及び第 2 号に記した問題に関する関税・内国歳入当局の決定を不服として上記委員会に提訴するための申請は、当該決定が下された後 3 ヶ月以内に上記委員会に対して提出するものとする。第 1 項第 3 号に記した推定を不服として上記委員会に提訴するための申請は、決定が下された後 4 ヶ月以内に提出するものとする。しかしながら、上記委員会は、特定の条件が付された場合には、申請が当該期限内に提出されなかった場合にも、そのことを無視することができるものとする。

第 27 条 内国歳入長官は、本法にもとづく決定に対するクレームの提出に関する規定を定めることができるものとする。

第 2 項 内国歳入長官は、第 26 条にしたがって財務当局の下した決定は、高次の行政当局に提訴することはできない旨の規則を定めることができるものとする。

第 28 条 付加価値税法第 83 条の免除及び納付猶予に関する規則は、本法にもとづいた税金、利子、料金、及び罰金に対して適用されるものとする。当該規則は、組織の税金未納に関して個人に対して課される損害賠償義務金額に対しても同様に適用されるものとする。

第 29 条 内国歳入長官は、関税・内国歳入当局による決定に対するクレームとの関連において税金の納付猶予に関する詳細規則を定めることができるものとする。

第 2 項 本法にもとづいて下された決定に対するクレームなどに対しては、付加価値税法第 80 条第 2 項～第 5 号に定めるクレームなどの提訴に関する規則が適用されるものとする。

第 30 条 本法の定めにもとづく税金の納付については、自分自身のために事業体を所有、貸借、またはその他の運営するもの、ならびに第 18 条第 1 項に定める商品を荷受するもの、及び商品を占有するものが責任を負うものとする。

第 31 条 EU 域外諸国については、本法の目的上は、フェロー諸島及びグリーンランド、ならびにコペンハーゲン自由港と同様であるものとみなされる。

刑罰規定

第 32 条 故意または重大な過失によって下記の違反を犯したものは、罰金刑に処されるものとする。

- 1) 誤った、または誤解を招く情報を報告した、または税金の管理に供される情報を提供しなかった。
- 2) 第 3 条第 1 項、第 11 条第 1 項または第 2 項、第 12 条第 1 項、第 18 条第 1 項第 2 節、または第 2 項、第 20 条第 2 項～第 5 項、第 23 条第 1 節、及び第 34 条第 3 項、第 4 項、及び第 6 項の違反
- 3) 第 8 条または第 9 条第 2 項にしたがって定められた条件を無視した
- 4) 第 14 条第 1 項、または第 18 条第 4 項 1 節にしたがって発行された命令を遵守しなかった
- 5) 第 12 条第 2 項または第 15 条にしたがって関税・内国歳入当局が登録を取り消した課税対象の事業体の運営を継続した
- 6) 法律にしたがって税金の納付が義務づけられているにもかかわらず税金未納の商品の譲渡、販売、所有をおこなった、または試みた

第 2 項 本法の効力によって発行される命令においては、故意に、または重大な過失によって命令に定める事項に違反したのに対して罰金刑を科すことを定めることができるものとする。

第 3 項 国庫への報告を怠ることを意図した上述の違反を犯したものは、罰金刑、または最高 2 年の禁固もしくは懲役に処されるものとする。

第 4 項 法人、組織、民間財団、基金、またはその他が関与する違反については、法人に罰金の責任を負わせることができるものとする。地方自治体または地方自治体連合が違反に関与している場合は、地方自治体管理法の第 60 条にしたがって、違反した地方自治体または地方自治体連合に罰金の支払いを命じることができるものとする。

第 33 条 任意の違反が罰金刑よりも重い刑罰に該当するとは考えられない場合は、内国歳入長官、または所定の権限を有する大臣は、当該違反者に対して、当該違反者が違反行為について有罪であることを了知しており、かつ指定された期限内（当該期限は、要求があった場合には延長することができるものとする）通知に記された罰金を支払う用意があることを宣言した場合は、司法当局による追求が見送られる可能性がある旨を通知することができるものとする。

第 2 項 第 1 項に定める宣言を考慮して、手続き法第 930 条の罰金額引き上げに関する規定が、第 926 条にしたがって適用されるものとする。

第 3 項 期限内に罰金が支払われ、または期限後であっても罰金が回収され、または贖罪がなされた場合には、それ以上の告訴は取り消されるものとする。

第 4 項 本法の定めに関する違反事例の探索は、事例探索に関する司法規則を遵守の上で実施するものとし、同法にもとづいて無期刑に処される可能性がある。

移行規定及び発効規定

第 34 条 内国歳入長官は、本法の発効日を定めるものとする。しかしながら、本法は、もっとも早い場合には 1996 年 1 月 1 日に発効することができる。内国歳入長官は、鉛蓄電池に関する法規の発効を見合わせることもできる。内国歳入長官は、第 3 条第 1 項の定めは本法のほかの規則に先立って発効することを定めることができる。

第2項 本法は、本法の発効によって登録事業者から納入または登録事業者において消費された商品で外国からの通関または荷受けに関する報告がおこなわれた商品に対して適用されるものとする。

第3項 本法の発効以後に登録された事業者は、本法の発効時点における課税対象（daeknings 税を含む）の商品の在庫について計算するものとする。当該事業者は、daeknings 課税対象の商品の在庫に関する計算結果を、関税・内国歳入当局に対して、本法の発効日から15日以内に報告するものとする。関税・内国歳入当局は、計算に関する詳細規則を定めることができる。

第4項 本法の発効の時点で在庫を抱えるその他の事業者は、課税対象または daeknings 課税対象の商品の納税義務総額が1,000kr 以上となる場合には、本法の発行日から15日以内に、関税・内国歳入当局に対して、本法の発効時点における在庫合計に関する計算書を提出するものとする。

第5項 第3項2節、または第4項に該当する事業者は、在庫計算書の送付後15日以内に、課税対象（daeknings 課税を含む）商品の在庫に対して課される税金を、関税・内国歳入当局に納付するものとする。税金の計算にあたっては、鉛蓄電池1kg あたり1kr、ならびにニカド蓄電池1kg あたり120kr という使用済み商品に対する税率を用いるものとする。期限内に税金が納付されなかった場合は、第13条第2項の規定が適用されるものとする。

第6項 事業者は、関税・内国歳入当局に対して、在庫、帳簿などの検査にあたって計算結果を監査する機会を提供するものとする。事業体の所有者及び従業員は、関税・内国歳入当局に対して、必要とされるすべての指導及び助力を提供するものとする。

第35条 本法は、フェロー諸島及びグリーンランドに対しては適用されないものとする。

Christiasborg Slot にて、1995年6月14日

女王の署名及び印

Margrethe R.

(規則 3)

デンマーク官報 1995 年 6 月 14 日 No.413

自動車などの登録税に関する法律の改定に関する法律

(移動式ディケアセンターに対する税の減免、鉛蓄電池などに対する税金に関する部分)

神の恩寵によってデンマークの女王 Margrethe den Anden の名において公布：
国会にて議決され、女王の承認を得て、下記法律を定める。

第 1 条 自動車などの登録税に関する法律においては、1994 年 7 月 13 日付の統合法第 676 号にしたがって、下記の通り改訂する。

1. 第 2 条第 1 項第 7 号は、b 節の後に下記を加える。

「c) ディケアセンターの輸送及び保有について、特別規定を設ける。自動車は、他の私的な人間の輸送に供してはならない。」

2. 第 8 条は、第 4 項の後に、次の通り新規条項を加える。

「第 5 項 鉛蓄電池及びニカド蓄電池の税金に関する法律にしたがって定められる鉛蓄電池に関する税金は、付加価値税と同様に、課税対象価格から除外することができるものとする。国の環境当局によって定められる鉛蓄電池に対する賦課金は、付加価値税と同様に、課税対象価格から除外することができるものとする。」

第 2 条 本法は 1995 年 7 月 1 日に発効し、第 2 項にしたがって本法の発効日以後（同日を含む）に道路交通法にもとづいて登録申請される自動車に対して適用されるものとする。

第 2 項 内国歳入長官は、本放題 1 条第 2 号の発効日を定めることができるものとする。

第 3 項 本法第 1 条第 2 号に定める自動車で、自動車などの登録税に関する法律の第 9 条第 2 号または第 4 号にしたがって課税される自動車に対しては、次に該当する場合には、本法は効力を持つものとする：本法の発効日以後（同日を含む）、価格の発表に際して、課税対象価格から、鉛蓄電池及びニカド蓄電池の税金に関する法律にしたがってその自動車に対して課される税金（付加価値税を含む）が差し引かれている場合、または、課税対象価格から、国の環境当局の定めにもとづいてその自動車に対して課される税金（付加価値税を含む）が差し引かれている場合

第 4 項 本法第 1 条第 2 号に記す自動車で、自動車などの登録税に関する法律第 9 条第 3 号にしたがって課税されている自動車については、本法は、本法の発効日以後（同日を含む）に道路交通法にもとづいて登録申請がおこなわれた場合に効力を有するものとする。

Christiasborg Slot にて、1995 年 6 月 14 日

女王の署名及び印

Margrethe R.

(規則 4)

**密閉型シール NiCd 蓄電池（密封 NiCd 電池）の収集と、
リサイクルのための収集と処理への報酬に関する、
1996 年 2 月 22 日付けの規則 No. 93**

密閉型シール NiCd 蓄電池（密封 NiCd 電池）の収集に関連した報酬に関する、1995 年 6 月 14 日付けの条令 No. 404 のセクション 2 及び 6、ならびに環境保護法の、1994 年 6 月 27 日の統合法 No. 590 参照、セクション 44、45、53、80、及び 110、サブセクション 3 に従って、次を定める。:

セクション 1. 報酬は、密閉型シール NiCd 蓄電池（以下、密封 NiCd 電池と言う）をリサイクルするための、環境に対して健全な収集及び処理に対して支払われる。

サブセクション 2. 報酬は、リサイクルのために密封 NiCd 電池の配送の責任があり、収集し、かつ配送する一般家庭及び公共企業、協会、自治体等に支払われる。

セクション 2. 本規則において、リサイクルとは、密封 NiCd 電池に含まれるカドミウムを、可能ならばニッケルも回収することを意味する。

セクション 3. 収集企業とは、密封 NiCd 電池を収集し、かつ配送し、もしくは配送の責任がある、セクション 1、サブセクション 2 に記した企業等で、デンマーク環境保護庁が登録したものを意味する。セクション 4 参照。

セクション 4. 報酬を受け取るためには、収集企業は次の情報及び書類等をデンマーク環境保護庁に提出して登録しなければならない。

- 1) 収集企業の名称、住所、及び SE 番号 (VAT 登録番号)、
- 2) 収集企業が密封 NiCd 電池を収集する自治体のリスト、
- 3) 時々施行される規制に従って、収集企業が処分に当たって密封 NiCd 電池の収集・輸送・保管・分類・取扱いのためのシステムを有することの証拠書類提出と証明、及び
- 4) 収集活動の範囲と特徴の記述。

サブセクション 2. サブセクション 1、第 2 項及び第 3 項に関連する変更は、該当する自治体の新規、完全な最新リストと、新規、完全な最新記述に関して、デンマーク環境保護庁に報告しなければならない。変更は明確に示されなければならない。

サブセクション 3. デンマーク環境保護庁は、その地域の郡議会と自治体議会に、監督の観点からの情報を知らせる。セクション 1 3 参照。

セクション 5. さらに、報酬の支払条件は、

- 1) 収集企業は、密封 NiCd 電池、もしくは密封 NiCd 電池を部品に組み込んだ製品の小売業者、スクラップ業者、他の中間業者、所有者、賃借人もしくは使用者から、リサイクル目的で収集するために、別の支払を課してはならないこと、
- 2) 密封 NiCd 電池をデンマークで収集すること、
- 3) 収集が環境保護法及び条令を適用する規制に従って行うこと、

4) リサイクル目的での配送が、環境保護法もしくは同様の外国規制の下で、合法的に設立した処理施設までなされること、

5) 受け取った NiCd 電池がリサイクル目的で処理される趣旨の宣言書を処理施設から受け取ること、及び

6) 廃棄物と製品の越境輸送についての施行規則が、EU 内、及び EU 内外への輸送の監督と管理に関する EU 規則 No.259/93 を含む規制が遵守されていること。

サブセクション 2. 国外から受け取った密封 NiCd 電池のリサイクル目的での収集と処理に対しては、報酬は支払われない。

セクション 6. 収集企業は、再処理施設まで再輸送する前に、収集した密封 NiCd 電池の取扱いと分類を行う地域の自治体の自治体議会に報告しなければならない。

報酬等の申請

セクション 7. デンマーク環境保護庁は、報酬の支払いに関する決定を行う。

サブセクション 2. 報酬の支払い申請は、次の情報を提出しなければならない。:

1) 収集企業及び再処理施設の名称及び住所、ならびに収集企業の SE 番号 (VAT 登録番号)、
2) 環境保護法もしくは同様の国外の規制の下で合法的に設立された再処理施設へ配送される真の NiCd 電池積載量の kg 量に関する計量スリップ等の項目に関する証拠書類提出を伴うステートメント、

3) 受け取った NiCd 電池をリサイクル目的で再処理する趣旨の宣言書を再処理施設から受け取っていること、及び

4) 密封 NiCd 電池がデンマーク国内で収集されたことの示す宣言書。

サブセクション 3. 申請は、申請工場の管理責任者の署名がなされていること、及び国認定のもしくは公認会計士、もしくは情報の正当性を証明している地方自治体会計監査課 (Kommunernes Revisionsafdeling) によって裏書きされなければならない。

サブセクション 8. 報酬はリサイクル目的で収集配送された密封 NiCd 電池 1kg 当たり、120DKK になる。

セクション 9. 報酬は年 4 回支払われる。

サブセクション 2. 報酬申請は再処理施設へ配送がなされた四半期末より 4 週間以内にデンマーク環境保護庁が受け取る。

サブセクション 3. セクション 7 の示した情報もしくは証拠書類がない申請、もしくはサブセクション 2 で示した最終日より遅れた申請は拒絶される。

サブセクション 4. デンマーク環境保護庁は、報酬支払い条件が満たされているか否かを決定するために必要と考えられる追加情報を求めることがある。

セクション 10. 条件が満たされていないで支払われた報酬については、返却することになる。デンマーク環境保護庁が書面で要求後、14 日以内に払い戻さなければならない。返却はデンマーク環境保護庁に払い戻さなければならない。

サブセクション 2. サブセクション 1 に記した期限内に支払われなかった金額に関し、現在の公式手形割引歩合プラス 5 % の加重罰金に等しい金額がデンマーク環境保護庁に支払われるまでに、そ

の金額を支払った時からの期間についての利子を支払われなければならない。

サブセクション3. デンマーク環境保護庁は、生じた利子及び受けたコストの総額の先取特権を有する。

サブセクション4. デンマーク環境保護庁は、報酬を払い戻す義務を生じている状況がそれほど重要でない場合、サブセクション1-2を適用しないことを決定することがある。

管理上の規則

セクション11. 本規則に基づくデンマーク環境庁の決定は、別の行政機関に控訴されない。

セクション12. セクション16、サブセクション3-5に従って、政府税関及び税務当局の決定は、別の上級行政機関に控訴されない。

セクション13. 自治体議会と郡議会は、環境保護法の第9部に従って、監督を行う。

セクション14. 自治体議会には、密封 NiCd 電池のための受取施設（自治体受取ステーション）を提供する義務がある。

サブセクション2. 一般個人、工場、公共機関は、本規則に従って収集企業の収集システムの要素となる収集ステーションもしくは自治体の受取ステーションまで密封 NiCd 電池を配送することにより、環境に健全な方法でかつ規制に従ったりサイクルのために処置する義務がある。

サブセクション3. 自治体議会は、密封 NiCd 電池を、本規則に従って収集企業の収集システムの収集ステーションに委託する。

サブセクション4. もし本規則の下で別の方法が提供されないならば、廃棄物処理に関する他の法律が適用される。

罰則と開始条項

セクション15. より厳格な罰則が他の法律の下で受けない場合、次の者は罰金を科される。

1) セクション4、サブセクション2、セクション5、サブセクション1、第1項、セクション14、サブセクション2に違反する、

2) セクション6に従って報告を怠るもの、もしくは

3) セクション4、サブセクション1-2、セクション5、サブセクション1、第1、2、4及び5項、セクション7、サブセクション2、第2項、セクション9、サブセクション4、及びセクション16、サブセクション3-5に従って不正確なもしくは誤解を招く情報を提供するもの。

サブセクション2. 違反が、もし違反が意図的に、もしくは粗野な怠慢のために、犯されたものであるならば、もしくは、次の場合は、最高2年の軽い投獄もしくは通常の投獄に増されることがある。

1) 違反が環境にダメージを引き起こした場合もしくは環境を危うくさせた場合、もしくは

2) 該当者が節約を含む、自分自身もしくは他の者の経済的利益を得、もしくはその目的目当ての場合。

サブセクション3. 有限責任会社、協同生産組合等が犯した違反については、会社もしくは協同組合も同様に罰金が科せられる。もし、違反を自治体もしくは自治体とのジョイントベンチャー企業が犯した場合は、デンマーク地方自治体行政令のセクション60により、自治体もしくは自

治体とのジョイントベンチャー企業に罰金が科せられる。

セクション16. 本規則は1996年4月1日に効力を発する。

サブセクション2. 同時にデンマーク環境保護庁の次の規制令が失効する。

- 1) 再充電可能なNiCd電池の収集に関する1992年1月3日のNo.15、及び
- 2) 再充電可能なNiCd電池の料金に関する1992年1月3日のNo.10。

サブセクション3. 再充電可能なNiCd電池の料金に関する1992年1月3日のNo.10の規制令に規則に従って、料金が支払われたものについて、1996年4月1日時点で製品をストックしている工場は、もし料金が鉛蓄電池（密封NiCd電池）の料金に関する1995年1月14日の条令No.414の規則に従って、上述したストックに対して支払われている場合、上述した密封NiCd電池のストックについて支払われた料金を払い戻す。

サブセクション4. 税関及び税務当局が、本規則が施行された後、15日以内に要求される払い戻しの特別ステートメントを受け取ることが、サブセクション3に従って料金の払い戻しを得る条件である。政府税関と税務当局は工場によって払い戻されるべき料金が支払われていることの証拠書類の依頼次第で払い戻しを行うものとする。

サブセクション5. 料金の払い戻しを申請する工場は、政府税関及び税務当局が求める場合、提出したステートメントをチェックする観点から説明記録及び書状を提出し、手渡さなければならない。工場の所有者と従業員は、政府税関と税務当局に必要な援助と案内を提供しなければならない。

環境エネルギー省
1996年2月22日

SVEND AUKEN

(規則 5)

**鉛蓄電池の収集及び、リサイクルのための
収集及び処理目的の助成金に関する、
1996 年 2 月 22 日付けの規則 No. 91**

デンマーク環境保護法の、1994 年 6 月 27 日付けの統合法 No.590 参照、セクション 9 a、10、44、45、53、80、及びセクション 110、サブセクション 3 に従って、次のことを定める。:

セクション 1. 本規則は、団体、一般個人、及び産業及び商業会社から鉛蓄電池をリサイクルする目的の収集と処分、ならびにリサイクル目的の収集と処分への助成金に関する。

サブセクション 2. 鉛蓄電池のリサイクル目的の収集と処分は、鉛蓄電池が製品の一部を構成している場合も含まれる。

セクション 2. 鉛蓄電池とは、全てのタイプの廃棄される二次（充電可能な）蓄電池を意味し、密封型と開放型を含み、ある形の電極を含むもので、主要な原材料が鉛（Pb）のものを言う。

サブセクション 2. 本規則において、リサイクルとは、鉛と酸成分、及び鉛蓄電池の他の成分を回収することを意味する。

サブセクション 3. 収集スキームとは、サブセクション 4 で述べるように設立された収集と処分活動を指し、サブセクション 4、5 及び 6 に従って、実行されるものを言う。

サブセクション 4. 収集スキームは、公的あるいは民間企業がデンマークの鉛蓄電池収集協会（ReturBat）に、1 カ国もしくは数カ国で収集業者として登録しており、付録 1 参照、また、セクション 6 及び付録 2 に従って、環境に健全な方法で鉛蓄電池の収集を実施もしくは管理しているとき、設立されたと認められる。

サブセクション 5. 収集スキームを設立する企業は、環境に健全な方法で、デンマーク環境保護法もしくは同様の国外規制に従って合法的に設立された、リサイクル目的で酸成分及び他の構成品を含む鉛蓄電池の鉛を再処理する再処理施設へ、収集鉛蓄電池を配送し、もしくは配送する義務がある。

サブセクション 6. 収集スキームを設立する企業は、企業自ら収集を行うことを前提に、郡もしくは複数の郡でのみ収集することが許可される。

セクション 3. もし本規則の下で別の方法が適用できない場合は、廃棄物処分に関する他の法規則が適用される。

セクション 4. 鉛蓄電池の輸入業者、製造業者、小売業者及び他の流通業者、ならびに自動車破碎業者は、規制に従って環境に健全な方法で、かつ自前で、団体、一般個人及び、鉛蓄電池を受け取るもしくは処分する義務のない産業ならびに商業会社からの鉛蓄電池を、収集スキームへ配送することによって、リサイクル目的で受け取り、保管し、及び処分する義務がある。セクション 1 3, サブセクション 2 も参照。

セクション 5. 一般個人、産業及び商業会社、ならびに団体には、鉛蓄電池を、鉛蓄電池の輸入業者、製造業者、販売業者、及び他の流通業者に、あるいは自動車破砕業者に、あるいは収集スキームに、あるいは自治体の受け取りステーションに持ち込むことにより、リサイクル目的で環境に健全で適切な方法で、かつ規制に従って、処分する義務がある。セクション 13, サブセクション 2 参照。

鉛蓄電池のリサイクル目的のための収集と処分への助成

セクション 6. 助成金は、デンマーク国内で、環境に健全で適切な方法にて鉛蓄電池を収集している、もしくは収集を管理している、及びデンマーク環境保護法もしくは同様の国外規制に従って、合法的に設立された再処理施設まで配送している、もしくは配送を管理している、及びリサイクル目的で酸や他の構成成分を含む鉛蓄電池の鉛を再処理する、民間企業及び公的企業に支払われることになる。

サブセクション 2. しかしながら、助成金は、地理的に少なくとも 1 つの郡をカバーし、自身に付録 2 で示したように最少量を収集することを付している収集スキームを確立する義務を引き受ける企業だけに支払われることになる。セクション 2、第 3 - 6 項参照。

セクション 7. 助成金の支払のためのさらなる条件は次のようになる。

- 1) 収集企業は、付録 1 に特定されている情報を提供しており、これを基準として、デンマーク鉛蓄電池収集協会 (ReturBat) に、収集業者として登録していること。
- 2) 特別な料金を鉛蓄電池もしくは鉛蓄電池が部品を構成している製品、付録 2 参照、を収集するために、課していないこと。
- 3) 再処理施設から、鉛含量及び酸性の構成物ならびに他の構成物がリサイクル目的で再処理される旨の宣言書を受け取っていること。
- 4) 収集企業がリサイクル目的の再処理のための配送に関連して達成している、ポジティブあるいはネガティブな鉛スクラップ価格に関する証明書類を、再処理施設から受け取っていること。付録 3 参照。及び、
- 5) EU 域内、EU 内外への輸送の監督及び管理に関する EU 規制 No.259/93 を含む、廃棄物と製品の越境輸送に関しての施行規制を遵守していること。

サブセクション 2. 国外から受け取った鉛蓄電池のリサイクルのための収集と処分に助成金が使われないこと。

サブセクション 3. デンマーク環境保護庁が郡議会及び自治体議会に、サブセクション 1、第 1 項で提供された情報を、監督目的で、知らせる。セクション 12 参照。

セクション 8. 助成金の支払申請は、本規則の規定に従って、助成金を支払うデンマーク鉛蓄電池収集協会 (ReturBat) に提出すること。セクション 11 参照。

サブセクション 2. 鉛蓄電池の収集及び処分に対しての助成金の支払い申請は、セクション 7、サブセクション 1、第 3 項で述べられている宣言書、及びセクション 7、サブセクション 1、第 4 項

で述べられている証明書類に加えて、次の項目に関する情報を提供しなければならない。

- 1) 収集企業及び再処理施設の名称及び住所、ならびに収集企業の SE 番号 (VAT 登録番号)、
- 2) 鉛蓄電池の kg 重量と種類に関する計量スリップ等の項目についての証明書類をともなうステートメント、
- 3) 鉛蓄電池がデンマーク国内で収集されたものである旨の宣言書。セクション 2, サブセクション 6 参照。

サブセクション 3. 申請は、申請工場の管理責任者の署名がなされていること、及び国認定のもしくは公認会計士、もしくは情報の正当性を証明している地方自治体会計監査課 (Kommunernes Revisionsafdeling) によって裏書きされなければならない。

セクション 9. 助成金の計算のための量及び必要条件是、本規則に付帯されている料金シートから得られる。付録 3 参照。

サブセクション 2. デンマーク環境保護庁は、料金シートを改訂し、助成金のレベルを修正もしくは助成金計算の新たな必要条件を規定することがある。

セクション 10. 助成金は年 4 回支払われる。

サブセクション 2. 助成金支払い申請は、デンマーク鉛蓄電池収集協会 (ReturBat) に、再処理施設へ配送されて四半期末より 4 週間以内に、提出すること。

管理上の規則

セクション 11. デンマーク鉛蓄電池収集協会 (ReturBat) は、セクション 2, サブセクション 4、及び付録 1 に従って、登録の責任があり、またセクション 6-10 に従って、助成金の支払義務がある。

サブセクション 2. デンマーク鉛蓄電池収集協会 (ReturBat) は、登録条件あるいは助成金の支払をしんしゃくしない全ての場合、もしくは、疑いが生じた場合は、これを、可能な限り速やかに最終決定を行うデンマーク環境保護庁に提出すること。

サブセクション 3. デンマーク環境保護庁は、助成金の支払条件が適合しているか否かを決定するために必要と考えられる追加情報を要求することがある。

セクション 12. 自治体議会と郡議会は外にその鉛蓄電池のリサイクル目的の受取、保管、及び処分が環境に健全な方法及び規制に従ってなされていることを監督する。環境保護法第 9 部参照。

セクション 13. 自治体議会は、鉛蓄電池のための受取施設 (自治体受取ステーション) を提供する義務がある。

サブセクション 2. 自治体の受取ステーションは、該当自治体内にある一般個人、団体及びすべての産業ならびに商業会社から鉛蓄電池を受け取る義務がある。セクション 4 参照。

サブセクション 3. 自治体議会は、鉛蓄電池を本規則に従って設立された収集スキームに委ねる。

サブセクション 4. 自治体議会は、鉛蓄電池を収集スキームに配送することにより、サブセクショ

ン2に従って受け取った鉛蓄電池のリサイクル目的での処分の責任がある。

罰則と開始条項

セクション14. より厳格な罰則が他の法律の下で受けない場合、次の者は罰金を科される。

1) セクション2, サブセクション6, セクション4, セクション5, セクション7, サブセクション1, 第2項に違反する、もしくは、

2) セクション7, サブセクション1, セクション8, サブセクション2, もしくはセクション11, サブセクション3に従って、不正確なもしくは誤解を招く情報を提供するもの。

サブセクション2. もし違反が意図的に、もしくは粗野な怠慢のために、犯されたものであるならば、もしくは、次の場合は、罰は、最高2年の軽い投獄もしくは通常の投獄に増されることがある。

1) 違反が環境にダメージを引き起こした場合もしくは環境を危うくさせた場合、もしくは

2) 該当事者が節約を含む、自分自身もしくは他の者の経済的利益を得、もしくはその目的目当ての場合。

サブセクション3. 有限責任会社、協同生産組合等が犯した違反については、会社もしくは協同組合も同様に罰金が科せられる。もし、違反を自治体もしくは自治体とのジョイントベンチャー企業が犯した場合は、デンマーク地方自治体行政令のセクション60により、自治体もしくは自治体とのジョイントベンチャー企業に罰金が科せられる。

セクション15. 本規則は、1996年4月1日に効力を発する。

環境エネルギー省

1996年2月22日

SVEND AUKEN

付録1

収集スキームの登録

助成金の資格のために、収集企業の登録及び収集スキームの申請は、次の情報を提供しなければならない。

1. 企業の名称、住所及び SE 番号（VAT 登録番号）。
2. 申請の提出日時点での企業の鉛蓄電池保有量のステートメント。
3. 企業が現行法律に従って収集された鉛蓄電池の収集、輸送及び保管のシステムを有する事実の証明書類及び認可。
4. すべての鉛蓄電池（全種類）が蓄電池内の酸性物とともに保管され、その結果、酸性物が再処理プラントまで蓄電池とともに輸送される旨の宣言書。蓄電池にひび割れが発生した場合でも、規制及び環境に適切な方法にて、酸性物が蓄電池とともに再処理プラントに分別されて輸送されること。
5. 企業が、収集スキームがカバーしている郡（複数）において、全種類の鉛蓄電池を受け取り、収集することを同意する旨の宣言書。
6. 企業が、企業自身が収集を実施することを委ねている郡（複数）において、鉛蓄電池を単独で収集することを同意する旨の宣言書。

付録2

収集スキームの最小のサービスレベル要件

「小型」 > 25kg、あるいは

「大きい」 > 15kg、あるいは

「混合物」 > 500kg

の収集は、鉛蓄電池を扱う一般個人、企業、自治体受取ステーション、団体、輸入業者、製造業者、販売業者、あるいは中間取扱業者からの要求より、2 - 3 週間以内に無料で行わなければならない。

「小型」 > 11- 24kg、あるいは

「大きい」 > 7-15kg、あるいは

「混合物」 > 2-500kg

の収集は、鉛蓄電池を扱う一般個人、企業、自治体受取ステーション、団体、輸入業者、製造業者、販売業者、あるいは中間取扱業者からの要求より、3 - 4 週間以内に無料で行わなければならない。

それ以下の量の収集は、もし前もって取り決めたならば、無料で実施されることがある。

メモ：kg のスペックはおおよそ次のようである。

「小型」：乗用車タイプ < 100 Ah

「大きい」：ローリー/トラクター及びバンタイプ = > 100 Ah

「混合物」：「小型」と「大型」の混合物、もしくは大量の「小型」の鉛蓄電池、もしくは大量の「大型」の鉛蓄電池で、数的に特定されており、「小型」及び／もしくは「大型」鉛蓄電池に対して規定された数より小さいが、重量では、「混合物」鉛蓄電池において特定された kg 制限値以内にある／越えている場合。

付録 3

タリフシート（料金シート）

助成金は、セクション 9 参照、収集鉛蓄電池 kg 当たり 0.80DKK とする。これにはリサイクル目的で配送される酸性物も含む。再処理プラントから直接得られるマイナスの鉛価格と同じようにプラスは相殺され、その結果、得られたプラスのスクラップ鉛価格（+0.60 DKK/kg）が、酸性物を含む収集鉛蓄電池 kg 当たり 0.80DKK から控除する、及びマイナスのスクラップ鉛価格（例えば -0.10/kg）は酸性物を含む収集鉛蓄電池 kg 当たり 0.80DKK に数値的に加えることになる。

(規則 6)

デンマーク官報 1996 年 3 月 22 日 No.397

鉛蓄電池及びニッカドバッテリーの回収との関連における報酬に関する法律の改定に関する法律、鉛蓄電池及びニッカドバッテリー税に関する法律、ならびに自動車などの登録税に関する法律の改定に関する法律

第 1 条

1995 年 6 月 14 日付の法律第 404 号：鉛蓄電池及びニッカドバッテリーの回収との関連における報酬に関する法律において、下記の通り改定する。

1. 法律のタイトルから、「鉛蓄電池、及び」を削除する。
2. 第 1 条、第 1 項は、次の通りとする。
「環境・エネルギー相は、回収されたニッカドバッテリー 1kg あたり 120kr の報酬を、官民を問わず、ニッカドバッテリーのリサイクル目的の回収及び引き渡し、または引き渡しの手配を実施する法人、団体、地方自治体などに支払うものとする。」
3. 第 1 条第 2 項において、「回収組織（複数不定冠詞付き）」は「回収組織（単数不定冠詞付き）」に変更する。
4. 第 1 条第 3 項において、「鉛蓄電池、または」は削除する。
5. 第 3 条において、「鉛蓄電池、または」は削除する。

第 2 条

1995 年 6 月 14 日付の法律第 414 号：鉛蓄電池及びニッカドバッテリーの税金に関する法律において、下記の通り改定する。

1. 法律のタイトルから、「鉛蓄電池及び」を削除する。
 2. 第 1 条において、「鉛蓄電池及び」を削除する。
 3. 第 2 条第 1 項は次の通りとする。
「下記について税金を課す。
1) ニッケルカドミウムを含まない丸形電池 (round cell)、単体または集合型のボタン電池もしくはフラットパック 1 個あたり 6kr ;
2) 集合型のニッカド丸形電池 1 パックあたり 36kr、ただし最低で 1 個あたり 6kr。
4. 第 2 条第 2 項において、「及び鉛蓄電池 1kg あたり 1kr」を削除する。

5. 第3条第1項第1節において、「鉛蓄電池、または」を削除する。
6. 第3条第1項第2節は削除する。
7. 第19条第5項は、次の通りとする。
「第5項 第1項に定める金額の支払い、引き渡し、または受領に際しては、各納税者番号を明記するものとする。」
8. 第26条第1項第2号において、「または容量 (capacity)」は削除する。
9. 第34条第1項第3節は削除する。
10. 第34条第5項第2節において、「鉛蓄電池 1kg あたり 1kr、及び」は削除する。

第3条

1995年6月14日付の法律第413号：自動車などの登録税に関する法律（の変更に関する法律鉛蓄電池などの税金に関わる範囲における移動式ディケアセンターに対する課税免除及び納税義務額の減額）は、次の通り改定する。

1. 第1条第2号は、次の通りとする。
「2. 第8条においては、第4項にしたがって次の新規条項を追加する。
「第5項 鉛蓄電池に関する賦課金は、国の環境当局が、付加価値税とあわせて定めるものとし、納税義務額に加えて賦課することができる。」
2. 第2条第3項は、次の通りとする。
「第3項 本法第1条第2号に定める車両で、自動車などの登録税に関する法律の第9条第2項または第4項にしたがって課税対象となる車両については、本法の発効によって、提示される価格から、国の環境当局の定めにしたがって課税される自動車に対して適用される納税義務額のうち、付加価値税が割り引かれるものとする。」

第4条

本法は、1996年6月1日を発効日とする。

Christiansborg Slot にて、1996年5月22日

女王の署名及び印

Margrethe R.

(規則 7)

デンマーク EPA からの入手資料

ニカド・バッテリーの回収との関連における報酬に関する法律の改定に 関する法律についての提案草稿に関する提案

第1条

1995 年 6 月 14 日付の法律第 404 号：鉛蓄電池及びニカド・バッテリーの回収との関連における報酬に関する法律、1996 年 5 月 22 日付の法律第 397 号：ニカド・バッテリーの回収との関連における報酬に関する法律によって改定について、下記の通り修正を提案する。

1. 第 1 条第 1 項においては、「120kr」と「150kr」と変更する。

2. 第 2 条第 1 項は、次のように変更する。

「第 1 項 環境・エネルギー相は、第 1 条に定める報酬の提供に関する特別規定を策定し、当該特別規定では、申請の内容、金融機関への報酬の支払い、所定の事例において報酬及び利子の最終的な払い戻し、ならびに監査請求について定める。大臣は、そのほかに、助成金交付条件の遵守に関する監督についての規則を定めることができる。」

第2条

本法は、2000 年 1 月 1 日を発効日とする。

法案に関する注記

全般的な注記

提案の内容

1995 年 6 月 14 日付の法律第 404 号：ニカド・バッテリーの回収との関連における報酬に関する法律に従って、回収されたニカド・バッテリー 1kg あたり 120kr の報酬が、リサイクル利用を目的とするニカド・バッテリーの回収及び引き渡しの実施、または引き渡しの監督を遂行する企業、団体などに支払われる。報酬は、回収率を引き上げるための一種の経済的誘因であり、支払われた回収プレミアムは、回収量と直接関連する。

1kg あたり 120kr という報酬金額は、その当時、回収及びリサイクルに要する費用をまかない、かつ回収に対して利益や報酬を加味する可能性を含んだ金額として設定されたものである。この 120kr という金額には、付加価値税は含まれていない。

具体的な事実を背景にして、税務当局は付加価値税について、1995 年 6 月 14 日付の法律第 404 号にしたがったニカド・バッテリーの回収条例、1999 年 1 月 1 日発効、にしたがった報酬に対しては、

1998 年税報告書第 749 号にしたがって受給した助成金に対する付加価値税が課されると述べている。この付加価値税に関する実務上の変更によって、受給した助成金に対して付加価値税が課されることになった結果として、報酬金額は 20%減額となっている。したがって、法律に従って定められた報酬金額について、1999 年 1 月 1 日の発効によって報酬に対して課される付加価値税分を相殺するものとなるように引き上げるべきである。したがって、1999 年 1 月 1 日の付加価値税の適用以後は、回収報酬金額を 30kr 引き上げて、1kg あたり 150kr とすることが提案された。

改定法は、当初は、2000 年 1 月 1 日に発効することが提案されていた。報酬に対して付加価値税が適用される 1999 年 1 月 1 日以後、法律の発効までの期間については、法律に定める報酬は 1999 年補正予算法との関連において 1999 年 1 月 1 日を発効日として 1kg あたり 30kr 引き上げることが財務委員会から発表されていた（環境・エネルギー相の 1999 年 2 月 16 日の資料、1999 年 3 月 3 日の財務委員会の発表）。補正予算法は、2000 年 1 月 1 日に予定されている法律の発効に向けて、報酬金額引き上げの基盤となっている。

付加価値税に関する変更を巡って、提案は、大臣が金融機関に対する報酬の支払いに関する規則及び監査請求に関する規則を策定することができる旨を明文規定することを盛り込んでいる。この明文規定は、「助成金に関する監督」と題する報告書に盛り込まれた大蔵大臣の提言（1996 年 5 月）にもとづいたものである。

産業界に対する経済的及び運用上の影響

法律に別段の定めがある場合を除いて、報酬は、法律に定めるバッテリーの回収のための誘因とはなっていない。報酬金額の実質減額によって、回収企業では、すでに回収されたバッテリーについては損失が増大すると考えられ、企業は回収を停止することを阻止できないことが暗示される。報酬を 1kg あたり 150kr に引き上げることは、したがってバッテリー回収の拡大に役立つであろう。

監査に関する規則の策定に関しては権限が付与される（特に監査証明書の要求）ため、この提案は、産業界に対する経済的及び運用面に及ぼす影響は小さいであろう。現行規則に関する条件に新しい要件が付される。

そのほか、1995 年 2 月 22 日に提出された法案第 181 号に関する注記については、1995 年の議会議事録、付録 A、2253ff 項を参照されたい。

環境影響

カドミウムは有害な重金属で、自然には分解されない。カドミウムは、食物連鎖を通じて蓄積する。ニカド・バッテリーは、基本的に、環境のカドミウム汚染を引き起こす可能性がある。

報酬がバッテリー回収の誘因とはならないとすると、回収率は伸びないであろう。回収率が低迷すると、カドミウムはゴミの焼却によって環境中に広く拡散するであろう。

そのほか、1995 年 2 月 22 日に提出された法案第 181 号に関する注記については、1995 年の議会議事録、付録 A、2253ff 項を参照されたい。

EU 権利とのバランス

そのほか、1995 年 2 月 22 日に提出された法案第 181 号に関する注記については、1995 年の議会議事録、付録 A、2253ff 項を参照されたい。

国、官庁、または地方自治体に対する経済的及び運用上の影響

1999 年補正予算法との関連において、1999 年 1 月 1 日より法律に定める報酬を 1kg あたり 30kr 引き上げることにについては、財務委員会の決定が明らかにされている（1999 年 2 月 16 日付の環境・エネルギー省資料、1999 年 3 月 3 日の財務委員会報告書）

補正予算法は、2000 年 1 月 1 日に予定されている法律の発効に向けて、報酬金額引き上げの基盤となっている。

報酬引き上げに必要な資金は、国庫に負担をかけない見込みである。その理由としては、報酬引き上げに必要となる資金は、環境保護庁に登録されており、かつ付加価値税登録もなされているために報酬に対して課される付加価値税納税義務者であるすべての回収事業者の納税分でまかなわれることになる点が指摘される。

この提案は、法律の変更は、もっぱら登録された回収事業者のみが影響を受けるものであり、官庁及び地方自治体に対して経済的な影響を及ぼさないであろう。

この法案は、国、官庁、地方自治体に対して運用上の影響を及ぼすことはない。

そのほか、1995 年 2 月 22 日に提出された法案第 181 号に関する注記については、1995 年の議会議事録、付録 A、2253ff 項を参照されたい。

政府当局及び諸団体の見解

この法案は、バッテリー協会、回収業者、RenoSam、及び KL と大蔵省、税務省、及び法務省に対して見解が問われる。

以下、回答に盛り込まれたコメントを記す。

法案の影響に関する推測

	正の影響	負の影響
	影響／支出（YES の場合は、具体的に記す）	影響／支出（YES の場合は具体的に記す）
国、地方自治体、及び官庁への経済的な影響		なし
国、地方自治体、及び官庁への運用面の影響		なし
産業界への経済的影響	報酬の引き上げによって、報酬に課される付加価値税が相殺され、企業は損失を被らない。	軽微
産業界への運用面の影響		軽微
環境影響	正の影響。提案によって、報酬は「見かけ倒し」とはならない。すなわち、バッテリー回収のための誘因における欠点が補われる。回収率が低下すると、ゴミ焼却の結果として環境中へのカドミウム拡散が増大するであろう。	
国民への運用面の影響	なし	なし
EU 法規に対する条件	既存の報酬制度はこの点について通知しており、委員会は協定第 88 条 EF（旧第 93 条）にしたがって、国の補助を承認している。法律の変更は、国の補助に新たな要素が加わることを意味するものではない。この問題については、再通知または委員会の承認は不要である。	